

障害者作業施設設置等助成金と中途障害者作業施設設置等助成金の統合

[改正前]

(1) 障害者作業施設設置等助成金（障害者雇用納付金）

支給対象措置	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種 ○障害者の雇入れ又は雇用継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・作業施設の場合 障害者1人につき450万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき150万円 	3年間
②第2種 ○施設又は設備の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・作業施設の場合 障害者1人につき月13万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 	

(2) 中途障害者作業施設設置等助成金（障害者雇用継続助成金）

支給対象措置	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種 ○対象中途障害者の職場復帰を促進するため作業を容易にする作業施設等の設置又は整備	<ul style="list-style-type: none"> ・中途障害者である身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ・中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者 ・中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき450万円 	3年間
②第2種 ○施設又は設備の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき月13万円 	

[改正後]

障害者作業施設設置等助成金（障害者雇用納付金）

支給対象措置	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種 ○障害者の雇入れ又は雇用継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・作業施設の場合 障害者1人につき450万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあつては、その設置又は整備に要する額に相当する額として450万円を超えない範囲で機構が定める額) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 〔1事業所あたり一会計年度につき4,500万円〕 </div>	
②第2種 ○施設又は設備の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・作業施設の場合 障害者1人につき月13万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 (中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借にあつては、その設置に要する額に相当する額として13万円を超えない範囲で機構が定める額) 	3年間

障害者介助等助成金と重度中途障害者等職場適応助成金の統合

[改正前]

(1) 重度障害者介助等助成金（障害者雇用納付金）

支給対象措置
①職場介助者の配置又は委嘱 ②手話通訳担当者の委嘱 ③健康相談医師の委嘱 ④職業コンサルタントの配置又は委嘱 ⑤業務遂行援助者の配置

(2) 重度中途障害者等職場適応助成金（障害者雇用継続助成金）

支給対象措置	対象となる障害者	限度額	支給期間
○対象中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途障害者である重度身体障害者 ・ 中途障害者である精神障害者 ・ 45歳以上の中途障害者である身体障害者 ・ 中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者 ・ 中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者1人あたり月3万円 〔重度身体障害者又は精神障害者である短時間労働者にあつては月2万円〕 	3年間

[改正後]

障害者介助等助成金（障害者雇用納付金）

支給対象措置
①職場介助者の配置又は委嘱
②職場介助者の継続的配置・継続的委嘱（創設。詳細は参考3を参照）
③手話通訳担当者の委嘱（改善。詳細は参考3を参照）
④健康相談医師の委嘱
⑤職業コンサルタントの配置又は委嘱
⑥業務遂行援助者の配置
⑦在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱（創設。詳細は参考3を参照）
⑧中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施
○ 対象となる障害者
・ 中途障害者である重度身体障害者
・ 中途障害者である精神障害者
・ 45歳以上の中途障害者である身体障害者
・ 中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者
・ 中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者
○ 限度額
・ 障害者1人あたり月3万円（重度身体障害者又は精神障害者である短時間労働者にあっては月2万円）
○ 支給期間
3年間

障害者介助等助成金の見直し

1. 職場介助者の継続的配置・継続的委嘱に係る助成金の創設

(1) 趣旨

視覚障害者・四肢機能障害者については、その障害特性から、職場介助者の配置又は委嘱から 10 年経過した後も、ノウハウの構築・体制の整備を十分に図ることが困難であることが多く、作業の実施に当たって職場介助者を要するという場合も存在する。

したがって、職場介助者の配置又は委嘱を 10 年間行った後においても、障害を有するがために、職場介助者の配置・委嘱を行わなければ雇用の継続が特に困難である視覚障害者・四肢機能障害者について、継続して雇用するとともに、当該障害者について継続して職場介助者の配置又は委嘱の措置を行う場合に、障害者雇用納付金制度において助成を行う。

(2) 支給要件等

① 支給対象措置

その雇用する障害者について職場介助者の配置又は委嘱を行って 10 年間職場介助者に係る助成金を受給した事業主が、引き続き当該障害者を継続して雇用し、かつ、当該障害者について当該配置又は委嘱を継続して行うこと。

② 支給額・支給期間

〔事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置又は委嘱〕

○ 配置の場合

- ・ 助成率：2 / 3
- ・ 支給限度額：月 13 万円
- ・ 支給期間：5 年間

○ 委嘱の場合

- ・ 助成率：2 / 3
- ・ 支給限度額：委嘱 1 回につき 9,000 円（ただし、年間 135 万円を限度とする）
- ・ 支給期間：5 年間

〔事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱〕

- ・ 助成率：2 / 3
- ・ 支給限度額：委嘱 1 回につき 9,000 円（ただし、年間 22 万円を限度とする）

- ・ 支給期間：5年間

(参考) 現行の職場介助者の配置又は委嘱に係る助成金の支給額・支給期間

[事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置又は委嘱]

○ 配置の場合

- ・ 助成率：3／4
- ・ 支給限度額：月 15 万円
- ・ 支給期間：10 年間

○ 委嘱の場合

- ・ 助成率：3／4
- ・ 支給限度額：委嘱 1 回につき 1 万円（ただし、年間 150 万円を限度とする）
- ・ 支給期間：10 年間

[事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱]

- ・ 助成率：3／4
- ・ 支給限度額：委嘱 1 回につき 1 万円（ただし、年間 24 万円を限度とする）
- ・ 支給期間：10 年間

2. 手話通訳担当者の委嘱に係る助成金の改善（告示改正）

現行制度においては手話通訳担当者の委嘱に係る助成金の年間支給限度額は 14.4 万円となっているが、近年の支給実績に鑑みれば、支給額が年間支給限度額に達してしまい、結果として支給回数が制約されるケースも少なくないことから、助成金のより効果的な活用を図る観点から、年間支給限度額を 28.8 万円に引き上げる。

3. 在宅勤務コーディネーターに係る助成金の創設

(1) 趣旨

障害者の在宅勤務を採用している企業においては、在宅勤務障害者との日常的な連絡や社内関係部門及び取引先等との連絡調整のほか、在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計等を行うコーディネーター役が大きな役割を果たしている。

そこで、企業が在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理を行う在宅勤務コーディネーターを配置することについて、障害者雇用納付金制度による助成を行う。

(2) 支給要件等

[在宅勤務コーディネーター]

- 障害者職業生活相談員であって、障害者である労働者に関する相談及び指導を3年以上行った者

[在宅勤務コーディネーターの業務内容]

- 在宅勤務障害者の雇用管理（勤怠管理、勤務時間管理、健康管理等）
- 在宅勤務障害者の業務管理（業務進捗管理、業務連絡、社内関係部門との連絡調整、クライアントとの連絡調整等）
- 在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の整備

[対象障害者]

- 身体障害者・知的障害者・精神障害者である在宅勤務者

[支給対象費用]

- 在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱に係る費用
- 在宅勤務コーディネーターによる在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の整備に係る費用

[支給額・支給期間]

- 在宅勤務コーディネーターの配置
 - ・ 助成率：3／4
 - ・ 支給限度額：支援対象障害者1人当たり月5万円（ただし、在宅勤務コーディネーター1人当たり月25万円を限度とする）
 - ・ 支給期間：10年間
- 在宅勤務コーディネーターの委嘱
 - ・ 助成率：3／4
 - ・ 支給限度額：支援対象障害者1人当たり1回3,000円（ただし、在宅勤務コーディネーター1人当たり年225万円を限度とする）
 - ・ 支給期間：10年間
- 在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の整備
 - ・ 支給限度額：在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の整備につき1回10万円（1事業主につき、1回を限度とする）

職場適応援助者助成金の創設

(1) 趣旨

知的障害者や精神障害者の雇用が進む中で、職場実習や職場定着段階における支援の必要性が高まっており、職場適応援助者の果たす役割は一層重要となってきた。また、福祉施設等に在籍する障害者の一般雇用への移行が課題となる中で、施設における就労支援機能の育成・強化が必要とされている一方、企業においても、職場定着や精神障害者の復職過程における職場適応援助者の役割に対するニーズが一層高まっている。

このため、福祉施設の機能再編等の施策も踏まえながら、身近な地域において就労移行支援機能を果たす福祉施設が、そのノウハウをいかしてより効果的な職場適応援助を行うことができるような制度とするとともに、障害者を雇用する事業主が会社の業務内容を熟知している職場適応援助者を自ら配置し職場適応援助を行うことが可能となるような制度とする必要がある。

そこで、障害者雇用納付金制度において職場適応援助者助成金を創設することとし、福祉施設等が行う職場適応援助者による援助の実施について助成金を支給するとともに、事業主が自ら職場適応援助者を配置し職場適応援助者による援助を行うことについて助成金を支給することとする。

(2) 支給要件等

①職場適応援助者（福祉施設型）

〔職場適応援助者（福祉施設型）による援助の内容〕

障害者の職場適応を図るため、障害者が働く職場に職場適応援助者（社会福祉法人等の職員）を派遣し、障害者、事業主、当該障害者の家族に対して職場適応に向けたきめ細かな人的支援を実施することについて助成金を支給する。

〔対象障害者〕

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者
- ・ その他職場適応援助者による援助が特に必要であると独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が認める障害者

〔職場適応援助者（福祉施設型）〕

次に掲げるいずれかの研修を修了した者であって、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められるものが職場適応援助者による援助を実施。

- ・ 障害者総合職業センター及び地域障害者職業センターが行う研修
- ・ 厚生労働大臣が定める研修

〔支援計画〕

地域障害者職業センターが策定又は承認した支援計画に基づき、援助を実施。

〔助成金支給対象費用〕

- 職場適応援助者（福祉施設型）による援助の実施に係る費用
- 雇用前支援における協力事業主の受入れに係る費用
- 研修の受講に係る旅費

〔支給額・支給期間〕

- 職場適応援助者（福祉施設型）による援助の実施
 - ・ 支給額：1日当たり14,200円（援助の時間数が少ない場合は、1日当たり7,100円）。
 - ・ 支給限度額：月284,000円
 - ・ 支給期間：最大8ヶ月間。ただし、フォローアップについては最大1年間。
- 雇用前支援における協力事業主の受入れ
 - ・ 支給額：受入れ費用として、社会福祉法人等が協力事業主に対して支給した額
 - ・ 支給限度額：1日当たり2,500円（ただし、月5万円を限度とする）
- 研修の受講に係る旅費
 - ・ 支給額：障害者総合職業センター及び地域障害者職業センターが行う研修又は厚生労働大臣が定める研修の受講に係る旅費

②職場適応援助者（事業所型）

〔職場適応援助者（事業所型）による援助の内容〕

雇用する障害者の職場適応を図るため、会社の業務内容を熟知している職場適応援助者を自ら事業所内に配置し、障害者、事業主、当該障害者の家族に対して職場適応に向けたきめ細かな人的支援を実施することについて助成金を支給する。

〔対象障害者〕

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者

〔職場適応援助者（事業所型）〕

次に掲げるいずれかの研修を修了した者であって、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められるもの（※）が職場適応援助者による援助を実施。

- ・ 障害者総合職業センター及び地域障害者職業センターが行う研修
- ・ 厚生労働大臣が定める研修

※ 障害者職業生活相談員であって障害者である労働者に関する相談及び指導を5年以上行った者であること又は特例子会社・重度障害者多数雇用事業所において障害者である労働者の支援に関する業務を3年以上行った者であること等の要件を課すこととしている。

〔支援計画〕

地域障害者職業センターが承認した支援計画に基づき、援助を実施。

〔助成金支給対象費用〕

職場適応援助者（事業所型）の配置による援助の実施

〔支給額・支給期間〕

- ・ 助成率：3／4
- ・ 支給限度額：月 15 万円
- ・ 支給期間：最大 6 ヶ月間